平成26年3月1日 ▶ 平成27年2月28日

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成27年5月28日 (木)

午前10時

(受付開始:午前9時)

開催場所 ニューピアホール

東京都港区海岸一丁目11番1号

月 次

■ 第8期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
(第8期定時株主総会招集ご通知添付書類)	
■事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	4
2. 会社の株式に関する事項	15
3. 会社の新株予約権等に関する事項	16
4. 会社役員に関する事項	18
5. 会計監査人に関する事項	21
6. 会社の体制及び方針	22
■連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告書	34
(ご参考)	38
■株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	40
第2号議案 取締役9名選任の件	41
第3号議案 監査役5名選任の件	45
第4号議案 平成26年度役員賞与支給の件 …	47
株主総会 会場のご案内	末尾

J. フロント リテイリング株式会社



J. FRONT RETAILING









代表取締役会長 茶村 俊一

代表取締役社長 山本 良一

株主の皆さまへ

第8期定時株主総会を平成27年5月28日 (木曜日)に開催いたしますので、ここに 招集ご通知をお届けいたします。

当社の事業の現況と課題及び株主総会の 議案につき、ご説明申しあげますので、 ご高覧賜りますよう、お願い申しあげます。

J.フロント リテイリング グループ **基本理念**

私たちは、時代の変化に即応した 高質な商品・サービスを提供し、 お客様の期待を超える ご満足の実現を目指します。

私たちは、公正で信頼される企業として、 広く社会への貢献を通じて グループの発展を目指します。

JFRのシンボルについて

日の丸をモチーフにした円形の中に、社名「J.フロントリテイリング」の頭文字"JFR"で富士山を描きました。 百貨店事業を核に、質量ともに日本を代表する小売業の リーディングカンパニーを目指す強い意志を表現しています。



大阪・名古屋の 中継会場にご来 場の株主さまへ 大阪・名古屋の中継会場は**会社法上の株主総会の会場ではございません**。 中継会場にご来場の場合は、**議決権行使書もしくはインターネット**により、 あらかじめ**議決権のご行使**をお済ませのうえ、入場票を中継会場受付へ ご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

▶▶ 議決権行使書及びインターネットによる議決権行使についてのご案内は2~3頁をご覧ください。

東京都中央区銀座六丁月10番1号 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長 111 本 良

第8期定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり第8期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、いず れの場合でも、平成27年5月27日(水曜日)18時までに到着するよう、お手続きいただきたく、お願い申しあげま す。

記

- 1. H **時** 平成27年5月28日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)
- 2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピアホール
- 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第8期(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)事業報告、連結計算 書類及び計算書類の内容報告の件
 - 2. 会計監査人及び監査役会の第8期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役5名選任の件

第4号議案 平成26年度役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項 次頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

敬具

- ★ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。 なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使できる株主の方以外はご入場いただけませんので、ご注意ください。(お身体 の不自由な株主さまの同伴の方を除きます)
- 招集通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16 条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
- 監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載しております 「連結注記表 | 及び「個別注記表 | とで構成されています。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイ トに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ http://www.j-front-retailing.com/

議決権行使についてのご案内



当日株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出 くださいますようお願い申しあげます。

※議決権行使書のご郵送またはインターネットによる議決権行使はいずれも不要です。



中継会場にご来場の場合



中継会場は**会社法上の株主総会の会場ではございません。 郵送もしくはインターネット**いずれかの方法により、あらかじめ**議決権行使**をお済ませのうえ、ご来場ください。

当日ご出席願えない場合は、下記もしくは右頁の方法により、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。



郵送で議決権を 行使される場合

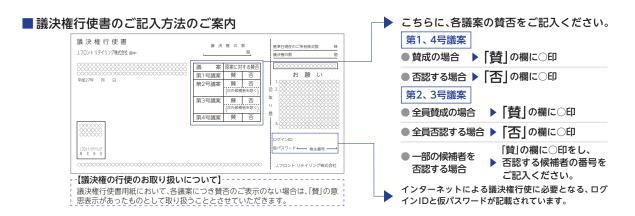


同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、折り返し ご送付ください。

行使期限

平成27年5月27日(水曜日)

18時 到着分まで



機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



インターネットで議決権を 行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記 事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い 申しあげます。

行使期限

平成27年5月27日 (水曜日) 18時 受付分まで

インターネットによる議決権行使の方法

1 議決権行使サイトにアクセスする

議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」 ボタンをクリックしてください。

>議決権行使サイト

http://www.evote.jp/





つログインする

同封の議決権行使書用紙に表示された「ログイン ID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



>>> これでログインが完了です。以降、画面の案内に沿ってお進みください。

- ●株主さま以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ●株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ●書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、 インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせて いただきます。
- ●インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等)は、株主さまのご負担となります。

※ファイアーウォール等の使用やアンチウイルスソフトの設定など、株主さまのインターネット利用環境により、ご利用できない場合がございます。

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

(通話料無料) 0120-173-027

(受付時間9:00~21:00)

[第8期定時株主総会招集ご通知添付書類]

事業報告 (平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、政府や日本銀行の経済・金融政策の効果もあり、企業業績や雇用環境に改善の動きが見られましたが、個人消費は昨年4月の消費税率引き上げ後の足踏み状態が続き、緩やかな回復にとどまりました。

小売業界におきましては、消費税率引き上げ前の駆け込み需要により耐久消費財や高額品を中心に売上高が大幅に前年を上回ったことや、訪日外国人による売上高が増加しましたが、消費税率引き上げ直後の反動減やその後の消費マインドの低下もみられ、売上の回復基調は緩やかなペースで推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは「2014~2016年度 中期経営計画」をスタートさせ、百貨店を核に複数の事業を展開するマルチリテイラーとしての発展に向けて、既存事業の競争力と収益力の一段の強化をはかるとともに、経営資源の成長分野への重点的な投入を進めました。

百貨店事業につきましては、幅広い顧客層に支持される魅力的な店づくりと生産性の高い店舗運営体制の構築による業態革新を目指す「新百貨店モデル」の確立に向けた取り組みを推進いたしました。中でも堅調な富裕層マーケットに対応すべく、ラグジュアリーブランドの拡大や食品売場の大型改装、外商新規顧客の積極的な開拓に取り組んだほか、増加が著しい訪日外国人への対応を強化いたしました。

パルコ事業では、福岡パルコにおいて11月に新館を開業し、さらに本年3月には隣接ビルへ増床いたしました。また、平成28年に仙台駅西口地区に新館を開業することを決定いたしました。既存の店舗におきましても、一層の魅力向上と競争力強化に向けて、各店の特性を活かした売場づくりや情報発信に努めました。

一方、新たなビジネスとして成長が期待できる、実店舗やネット通販など多様な販売チャネルを組み合わせ、お客様にさまざまな情報や商品・サービスを提供する独自の「オムニチャネル・リテイリング」を、百貨店事業やパルコ事業を中心に取り組みを進めております。

また、銀座六丁目地区市街地再開発事業につきましては、9月に商業施設開業準備室を開設し、世界の銀座にふさわしい商業施設を目指して本格的にテナントリーシングを開始いたしました。松坂屋上野店では、昨年3月に南館を閉館し、パルコと連携した新たな複合商業施設への建替え工事に着手いたしました。

海外事業につきましては、事業提携を進めてきた、中国での本格的な高級百貨店「上海新世界大丸百貨」は、2月から段階的にオープンし、本年5月には全面開業を予定いたしております。また、台湾で雑貨小売店「PLAZATOKYO」



銀座六丁目地区市街地再開発事業 断面イメージ図 (今後変更になる場合がございます。)

を展開するJFRプラザでは、新たに3店舗を開店し、合計で7店舗となりました。

あわせて、より強固な経営体質の構築に向け、 グループレベルで組織・要員構造の改革を進める とともに、あらゆる経費構造の見直しをはかるな ど、経営効率の向上に取り組みました。

以上のような諸施策に取り組みました結果、当連結会計年度の売上高は1兆1,495億29百万円(前年比0.3%増)、営業利益は420億91百万円(同0.7%増)、経常利益は404億4百万円(同0.2%減)、当期純利益は199億18百万円(同36.9%減)となりました。

期末配当金につきましては、1株につき13円とさせていただきました。なお、当社は平成26年9月1日付で、普通株式2株を1株とする株式併合を行っておりますので、株式併合後の基準で換算した中間配当額12円を加えた年間配当額は1株につき25円となり、前年比3円の増配となります。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

■百貨店事業

当事業では、「新百貨店モデル」の確立に向けて魅力ある店づくりと各地区での競争力向上を継続的に推進するとともに、消費意欲の旺盛な富裕層や訪日外国人のお客様に向けた諸施策に重点的に取り組みました。その一環として、各地域



上海新世界大丸百貨

において外商顧客の新規獲得に努め、目標を上回る会員数を獲得いたしました。また、年々増加する訪日外国人への対応を強化するため、インバウンド事業推進担当を置き、10月からの免税対象品目の拡大も踏まえ、ニーズに対応した商品の充実をはかるとともに、免税手続きを迅速化するための新システムの導入や接客スペースの拡大、WiーFiの導入などの環境整備を行い、免税売上高は大幅に増加いたしました。さらに、旺盛な高級品市場へのニーズに応えるため、大丸札幌店、松坂屋名古屋店などでラグジュアリーブランドの新規導入や拡大を進めました。

また、昨年3月、南館を建替えのために閉館し た松坂屋上野店は、本館を近隣顧客の暮らしに密 着した利便性のより高い百貨店として改装オー プンいたしました。大丸京都店では、洗練された 大人の街「四条烏丸エリア」から「時代の今」を 発信し続ける好感度百貨店を目指し、大丸神戸店 や松坂屋名古屋店に続き、食のスペシャリティー ゾーン「ターブルプリュス」や新たに和食の老舗 惣菜などを導入し、6月に改装オープンいたしま した。また周辺店舗として京都地区初となる「東 急ハンズ」をオープンし、地域への来街者の増加 に繋げ、10月には店舗の外装を伝統的な様式を取 り入れたモダンなデザインに一新いたしまし た。博多大丸福岡天神店では、東館地下1階を子 供を中心にファミリーで楽しめるスペシャリテ ィーゾーンへと改装いたしました。



大丸心斎橋店 免税カウンター

「オムニチャネル・リテイリング」への取り組みでは、インターネットで注文した商品を自宅や希望の店舗で受け取れる「クリック&コレクト」や、入札により美術品の販売を行う「ネット・デ・オークション」において、取扱アイテムやブランド・サービスの拡充をはかりました。

仕入から販売までの一体運営により収益性の 向上を目指す自主事業では、婦人靴や婦人・紳士 雑貨などでお客様のニーズに対応した独自企画 商品の開発、販売を強化しました。

以上のような諸施策に取り組みました結果、売上高は、松坂屋銀座店や松坂屋上野店南館の閉鎖の影響などもあり、7,598億66百万円(前年比1.2%減)となりましたが、営業利益は、231億15百万円(同0.6%増)となりました。

■パルコ事業

当事業では、都心部での事業拠点の拡大を推進いたしました。福岡パルコでは、11月の新館開業に加え、本年3月には本館隣接ビルの一部に増床し、幅広いカテゴリーで九州初出店となるテナントを多数導入するなど、話題性に富んだ天神地区最大級のショッピングセンターとなりました。また、中低層商業施設の開発・運営を行うゼロゲート事業では、最大規模となる名古屋ゼロゲートを10月に開業いたしました。

既存のパルコ店舗につきましては、さらなる魅力向上と競争力強化に向けて、都心型店舗を中心

に「コアターゲットの拡大」、「ライフスタイル 提案の強化」、「インバウンド需要への対応」を テーマに改装を進めました。渋谷パルコではグローバルな情報発信をテーマに、先進的で話題性 のあるショップの導入、池袋パルコではネット配 信スタジオやアニメのキャラクターグッズショ ップなどを導入いたしました。

また、昨年3月には、消費税率引き上げ前の需要を見込み、優待企画の実施に併せ「PARCOカード」会員の獲得強化をはかり、カード取扱高が大きく増加しました。9月には大丸及び松坂屋の商品券、全国百貨店共通商品券の取り扱いをパルコ全店でスタートさせました。

さらに、店舗を基盤としたウェブの活用を推進し、ショップブログと連携した通販サービス「カエルパルコ」の取扱店舗の拡大や、ショップ情報をタイムリーに提供できるスマートフォンアプリ「POCKET PARCO(ポケットパルコ)」を導入いたしました。

以上のような諸施策に取り組みました結果、売上高は2,742億12百万円(前年比2.2%増)、営業利益は122億55百万円(同2.0%増)となりました。



クリック&コレクト



福岡パルコ



POCKET PARCO (ポケットパルコ)

■和売事業

当事業では、化学品や畜産品が好調に推移しましたものの、電子デバイス部門や、衣料品・雑貨品の輸入卸部門が苦戦いたしました。

この結果、売上高は593億71百万円(前年比6.2%減)となり、営業利益は10億67百万円(同5.3%減)となりました。

■クレジット事業

当事業では、大丸松坂屋百貨店の各店舗においてカード開拓人員を積極的に投入し、新規会員の獲得に努めました。さらに、外商お得意様ゴールドカードの会員数増加に伴い、カードの取扱高は前年を上回りました。

この結果、売上高は103億81百万円(前年比9.9%増)、営業利益は34億24百万円(同7.5%増)となりました。

■その他事業

その他事業では、通信販売業のフォーレストが新たに加わったことなどにより、売上高は972億98百万円(前年比9.8%増)となりましたが、営業利益は各社で販売費及び一般管理費の削減に努めましたものの、24億18百万円(同18.3%減)となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高、営業利益

第7期							【当期】	
事業セグメント		(平成2	5年度)			(平成2	6年度)	
争未ピンメント	売上	ം	営業利益		売上高		営業利益	
	実 績	構成比	実 績	構成比	実 績	構成比	実 績	構成比
		%		%		%		%
百貨店事業	768,928	67.1	22,980	55.0	759,866	66.1	23,115	54.9
パルコ事業	268,292	23.4	12,017	28.7	274,212	23.9	12,255	29.1
卸 売 事 業	63,273	5.5	1,127	2.7	59,371	5.2	1,067	2.5
クレジット事業	9,444	8.0	3,186	7.6	10,381	0.9	3,424	8.1
その他事業	88,576	7.7	2,961	7.1	97,298	8.4	2,418	5.7
調整額	△52,196	△4.5	△455	△1.1	△51,600	△4.5	△190	△0.3
<u></u> 合 計	1,146,319	100.0	41,816	100.0	1,149,529	100.0	42,091	100.0

百貨店事業の商品別及び会社別、店別売上高は次のとおりであります。

百貨店事業の商品別売上高

(単位:百万円)

	商品別		金額	構成比	対前期 増減率
				%	%
紳士	服・消	= 品	53,411	7.0	△0.1
婦人	服・消	丰品	227,353	29.9	△1.0
子供	服・消	= 品	16,733	2.2	0.5
呉服・	寝具・その他	也衣料	13,928	1.8	△7.6
身			78,013	10.3	△5.3
家		具	8,395	1.1	△13.9
家		電	1,426	0.2	△4.0
家	庭用		26,935	3.5	△2.6
食	料	8	183,182	24.1	△1.1
食	堂 喫	茶	22,881	3.0	△4.2
雑		貨	98,225	12.9	5.0
サ	- Ľ	ス	2,622	0.3	△8.9
そ	の	他	26,757	3.7	△2.5
合 計		759,866	100.0	△1.2	

百貨店事業の会社別、店別売上高 (単位・西方田)

	灵心	サネ	が立江	ינית	心则沉上向	(単位:	(白力円)	
	Í	会社別	儿、店別		金額	構成比	対前期 増減率	
		大阪	・心斎村	喬店	84,511	% 11.1	% 0.5	
		大阪	・ 梅日	店	63,897	8.4	3.8	
		東	京	店	70,160	9.2	4.7	
		浦和	パルコ	店	4,054	0.5	△5.7	
1 /±	大	京	都	店	70,321	9.3	1.8	
式式	丸	Ш	科	店	4,179	0.6	△4.1	
株式会社	7.0	神	戸	店	86,012	11.3	1.0	
		須	磨	店	10,049	1.3	△4.7	
入丸		芦	屋	店	7,364	1.0	△3.8	
松振		札	幌	店	61,355	8.1	2.3	
屋		小		計	461,907	60.8	1.8	
大丸松坂屋百貨店		名	古屋	店	125,625	16.5	1.2	
店		上	野	店	43,311	5.7	△11.8	
	松	静	岡	店	22,941	3.0	△1.4	
	坂屋	高	槻	店	9,521	1.3	△3.0	
		豊	\blacksquare	店	8,460	1.1	△2.5	
		小八		計	209,860	27.6	△6.5	
		小八	=	t	671,767	88.4	△1.0	
档	株式会社博多大丸		大丸	57,435	7.6	△2.1		
柑	走式	会社	下関大	丸	16,777	2.2	△4.1	
柑	走式	会社	高知力	丸	13,885	1.8	△4.3	
	合			<u> </u>	759,866	100.0	△1.2	
	(注) 1							

⁽注) 1. 松坂屋銀座店は銀座地区再開発・建替えのため、平成25年6 月30日に一旦営業終了いたしました。 2. 松坂屋上野店南館は建替えのため平成26年3月11日に営業

終了いたしました。

(2) 設備投資の状況

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当連結会計年度中における設備投資の総額は、242億77百万円であります。主なものは、百貨店事業では、大丸京都店・松坂屋上野店他各店売場改装工事32億44百万円などであります。また、パルコ事業では、福岡パルコ新館建築工事47億58百万円などであります。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

百貨店事業では、松坂屋上野店南館建替工事、銀座六丁目地区市街地再開発計画など、パルコ事業では、調布パルコの調布再開発事業に伴う駐車場新設工事などであります。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

消費税率の再引き上げ時期の延期や、雇用・所得環境の改善もあり、消費マインド回復への動きがみられますものの、人口減少や少子高齢化が進む中、流通業界におきましては、業種・業態を超えた競争が一層激化し、当社グループをとりまく経営環境は、今後とも厳しい状況が続くものと考えられます。

こうした状況に的確に対応すべく、当社グループでは、マルチリテイラーとしての成長と発展を目指す中で、中期経営計画を推し進め、既存事業の競争力と収益力の一段の強化をはかるとともに、経営資源の成長分野への重点的な投入を積極的に進めてまいります。

主力の百貨店事業につきましては、 モデル の取り組みを確実なものにすることで、 幅広いお客様に支持される魅力的な店舗と収益 性の高いビジネスモデルの実現をはかってまい ります。そのため、各店舗において、その特性を より発揮できるよう運営体制を見直し、地域マー ケットへの対応を強めてまいります。中でも、大 型改装を進めている松坂屋名古屋店をはじめ、大 丸神戸店、大丸東京店、大丸札幌店の4店舗へ重 点的に資源配分を行ってまいります。さらに、百 貨店事業の強みである外商ビジネスでは、新たな お客様の開拓強化を継続するとともに、そのニー ズを捉えた品揃え、接客サービス両面での充実を はかってまいります。また、今後とも増加が予想 される訪日外国人に対応した売場づくりやサー ビスについても、より一層の強化をはかってまい ります。自主事業においては、新たなコンセプト の売場作りと商品開発の強化をはかり、売上の拡 大と収益の向上を目指してまいります。

パルコ事業におきましては、対象顧客層の拡大 に加え、新たな業態や売場編集形態を開発し、

「都心型店舗」と「コミュニティ型店舗」の2類型の運営体制をそれぞれ進化させ、またウェブを活用した情報発信、インバウンド対策などを強化してまいります。あわせて、引き続き都心部への新規出店や増床による事業拠点の拡大をはかり、安定的な収益確保に努めてまいります。

また、人口集積が進む大都市部を中心に、既存店舗の周辺に新たに商業施設の開発を進めるなど、店舗を核として地域とともに成長することを目指し、将来の経営基盤強化に向けた収益性の高いビジネスモデルの構築を進めてまいります。中でも首都圏におきましては、銀座六丁目地区市街地再開発事業を進め、ワールドクラスクオリティの商業施設として平成28年の開業を、また、松坂屋上野店の南館建替え計画は、パルコや地域と連携した魅力的な店づくりを進め平成29年の開業を目指しております。

一方、情報通信技術を活用した新しいビジネスへの取り組みを加速するため、本年3月、新たに「グループICT戦略推進担当」を置き、実店舗とネット通販など、多様な販売チャネルを融合させた当社グループ独自の「オムニチャネル・リティリング」の拡大・充実をはかってまいります。

海外における事業展開につきましては、中国での「上海新世界大丸百貨」の運営や、台湾におけるJFRプラザの多店舗化など、アジア地域における事業展開を着実に推進してまいります。

さらに、高質で付加価値が高く既存事業との相乗効果が見込める企業を対象に、M&Aや提携などを積極的に進めることで、成長性、収益性の高い分野への拡大・発展をはかってまいります。

加えて、成長戦略の一環として、外国人留学生や外部人材の採用、女性の活躍の促進など、多様な人材を活用するダイバーシティマネジメントの推進や、人材の育成や最適配置のための新たな仕組みづくりに取り組んでまいります。

そして、これらの取り組みの成果を、売上高や利益に反映させるとともに、株主還元の充実に努め、ROE(自己資本利益率)の向上を目指してまいります。あわせて、6月から適用が予定されております「コーポレートガバナンス・コード」も踏まえた、ガバナンス体制の強化とコンプライアンス経営の徹底により、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞより 一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し あげます。

(単位:百万円)

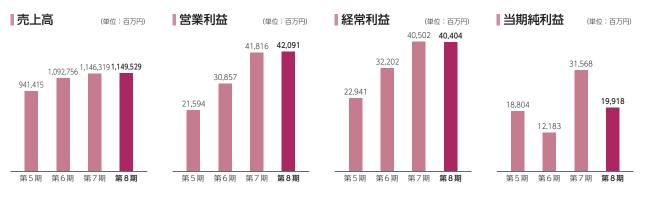
(単位:百万円)

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区分		第5期 (平成23年度)	第6期 (平成24年度)	第7期 (平成25年度)	第8期【当期】 (平成26年度)
売	上	高	941,415	1,092,756	1,146,319	1,149,529
営	業利	益	21,594	30,857	41,816	42,091
経	常利	益	22,941	32,202	40,502	40,404
当	期純利	」 益	18,804	12,183	31,568	19,918
1 株	当たり当期網	帕利益	35円57銭	23円05銭	59円77銭	75円47銭
総	資	産	767,543	1,009,165	998,730	1,018,700
純	資	産	342,561	390,667	422,215	430,465

⁽注) 平成26年9月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。



②当社の財産及び損益の状況の推移

区	分		第5期 (平成23年度)	第6期 (平成24年度)	第7期 (平成25年度)	第8期【当期】 (平成26年度)
売	上	高	7,144	22,744	8,983	11,147
営業	利	益	4,907	20,394	6,280	8,391
経常	利	益	4,871	19,972	6,398	8,460
当期	純 利	益	4,745	19,930	12,405	8,388
1株当たり	リ当期純	利益	8円97銭	37円69銭	23円48銭	31円77銭
総	資	産	322,295	450,201	438,491	429,226
純	資	産	284,584	299,508	306,654	308,681

⁽注) 平成26年9月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

(単位:百万円、%)

			(= = = , 31 31 19)
	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社大丸松坂屋百貨店	10,000	100.0	百貨店事業
株式会社博多大丸	3,037	69.9	百貨店事業
株式会社下関大丸	480	100.0	百貨店事業
株式会社高知大丸	300	100.0	百貨店事業
	34,367	64.9	パルコ事業
PARCO (SINGAPORE) PTE LTD	4百万Sドル	64.9	パルコ事業
株式会社ヌーヴ・エイ	490	64.9	パルコ事業
株式会社パルコスペースシステムズ	490	64.9	パルコ事業
株式会社パルコ・シティ	10	64.9	パルコ事業
大丸興業株式会社	1,800	100.0	卸売事業
大丸興業国際貿易(上海)有限公司	2百万米ドル	100.0	卸売事業
大丸興業(タイランド)株式会社	202百万タイバーツ	99.9	卸売事業
台湾大丸興業股份有限公司	60百万NTドル	100.0	卸売事業
JFRカード株式会社	100	100.0	クレジット事業
株式会社J.フロント建装	100	100.0	建装工事請負業・家具製造販売業
株式会社JFRオンライン	100	100.0	通信販売業
株式会社ディンプル	90	100.0	人材派遣業
株式会社J.フロントフーズ	100	100.0	飲食店業
株式会社大丸コム開発	50	100.0	不動産賃貸業・テナント業
株式会社消費科学研究所	450	100.0	商品試験業・品質管理業
JFR PLAZA Inc.	185百万NTドル	90.0	雑貨小売業
フォーレスト株式会社	90	72.9	通信販売業
株式会社エンゼルパーク	400	50.2	駐車場業
株式会社JFR情報センター	10	100.0	情報サービス業
株式会社JFRオフィスサポート	100	100.0	事務処理業務受託業
株式会社JFRサービス	100	100.0	リース業・駐車場管理業
株式会社JFRコンサルティング	100	100.0	コンサルティング業
株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ	90	100.0	販売・店舗運営業務受託業
株式会社大丸松坂屋友の会	100	100.0	前払式特定取引業
(注) ハボーナ 周光 叩ハナ 四ハヨ は - 五十 2.2 左 1 5	コフロムマがよ にきゅうしょし		

⁽注) 台湾大丸興業股份有限公司は、平成27年1月7日付で新たに設立いたしました。

(7) 主要な事業内容

百貨店事業、パルコ事業、卸売事業、クレジット事業及びその他の事業として建装工事請負業、通信販売業等

(8) 主要な営業所

(百貨店事業)

 名	所 在 地	名	称	所 在 地
株式会社 大丸松坂屋百貨店				
本 大 丸 大阪・心斎橋店 大阪・梅田店 東 京 店 浦和パルコ店	東京都江東区 大阪市中央区 大阪市北区区 東京都千代田区 さいたま市浦和区	松坂屋 名 上 静 高 豊	古野岡槻田	名東静大爾市台葵棚市高豐田区区区市市
京 都 店 山 科 店	京都市下京区京都市山科区	株式会社	博多大丸	福岡市中央区
神 戸 店 須 磨 店	神戸市中央区神戸市須磨区	株式会社	下関大丸	山口県下関市
芦 屋 店 札 幌 店	兵庫県芦屋市 札幌市中央区	株式会社	高知大丸	高知県高知市

(パルコ事業)

(* 177 — 3 210)						
名	称	所 在	地	名 名	称	所 在 地
株式会社 パルコ						
本	店	東京都豊	島区	千	葉 パ ル :	□ │ 千葉市中央区
渋 名		東京都渋		松	本パル:	
	0			静		
札幌	パルコ	札幌市中				
仙台	パルコ	仙台市青		名		口 名 古 屋 市 中 区
	宮 パ ル コ	栃木県宇都	郭宮市	大		□│滋賀県大津市
浦和	パルコ	さいたま市	浦和区	広	島パルコ	□ 広島市中区
	沢パルコ	埼玉県所		福	岡 パ ル :	□│福岡市中央区
池袋	パルコ	東京都豊	島区	熊	本パル:	□ 熊本市中央区
渋 谷	パルコ	東京都渋	谷区	名		卜 │ 名 古 屋 市 中 区
ひばり	が丘パルコ	東京都西頭	東京市			卜│大阪市中央区
吉 祥	寺パルコ	東京都武派	蔵 野 市	道	頓堀ゼロゲー	卜│大阪市中央区
調布	パルコ	東京都調		広		卜 広島市中区
	沼パルコ	千葉県船		P€	edi(ペディ)汐間	望 東京都港区
	エイ	東京都渋		株式会社 パルコ	コスペースシステム	ズ 東 京 都 渋 谷 区_
株式会社 パルコ・	シティ	東京都渋	谷区	PARCO (SING	GAPORE) PTE LT	D シ ン ガ ポ ー ル

(卸売事業)

名称	所 在 地
大丸興業株式会社	本 社:大阪市中央区 事務所:東京都1、名古屋市1、長野県1、大分県1、海外5
大丸興業国際貿易(上海)有限公司	本 社:中国・上海市
大丸興業(タイランド)株式会社	本 社:タイ・バンコク
台湾大丸興業股份有限公司	本社:台湾・台北市

(クレジット事業)

名	称	所 在 地	
JFRカード	株式会社	本 社:大阪府高槻市 営業所:東京都2、大阪市2、京都市1、神戸市1、札幌市1、 静岡市1	名古屋市1、

(その他の子会社)

本社:東京都2社、大阪府9社、神戸市1社、名古屋市1社、さいたま市1社、台湾1社

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区	分	員 数(名)
J.フロント リ	テイリング	84
百貨店	事業	2,857
パルコ	事業	1,453
卸売	事 業	213
クレジッ	ト事業	114
その他	事 業	2,469
合	計	7,190

⁽注)上記従業員のほかに、臨時従業員が期中平均で3,959名おります。

②当社の従業員の状況

員 数(名)	平均年齢(才)
84	45.7

(注) 上記従業員のほかに、臨時従業員が期中平均で11名おります。

③主要な子会社の従業員の状況

名称	員数(名)	平均年齢(才)
株式会社 大丸松坂屋百貨店	2,237	45.7
株式会社パルコ	477	41.2
大丸興業 株式会社	177	42.7

(10) 主要な借入先

企業集団の主要な借入先

(単位:百万円)

借入先	借入額	借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	28,929	株式会社日本政策投資銀行	14,365
株式会社三井住友銀行	14,894	株式会社みずほ銀行	11,613

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

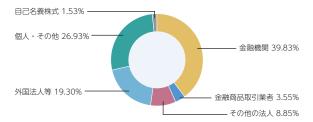
2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数 268,119,164株

(3) 株主数 74,415名

ご参考 所有者別株式分布状況



(4) 大株主

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,115	6.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,846	6.00
日本生命保険相互会社	10,776	4.08
J.フロント リテイリング共栄持株会	6,871	2.60
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,250	2.36
第一生命保険株式会社	5,732	2.17
資産管理サービス信託銀行株式会社 (投信受入担保□)	5,700	2.15
BNPパリバ証券株式会社	4,107	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	3,204	1.21
J.フロント リテイリング従業員持株会	2,893	1.09

⁽注) 1. 持株比率は、自己株式 (4,103千株) を控除して計算しております。

^{2.} 平成26年9月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員等が保有している、職務執行の対価として交付された 新株予約権等の状況

J.フロント リテイリング株式会社第5回新株予約権(※ 平成19年9月3日発行)

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

①新株予約権を保有する者の区分、人数 (新株予約権の目的となる株式の数)

当社取締役(社外取締役を除く) 1名 (8,500株) 当社社外取締役 1名 (1,000株)

②新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり635,000円(株式1株当たり1,270円)

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり1,000円(1株当たり2円)

⑤新株予約権の行使期間

平成19年9月3日から平成38年7月14日まで

⑥新株予約権の主な行使条件

- イ. 新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
- 口. 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ハ. 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 二. 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

⑦新株予約権の主な取得条項

特に定めない。

⑧新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9有利な条件の内容

該当事項はない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

J.フロント リテイリング株式会社第4回新株予約権(※ 平成19年9月3日発行)

- ※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。
 - 新株予約権の数 205個
 - ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 143,500株 (新株予約権1個につき700株)
 - ・各新株予約権の発行価額 無償
 - ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 1株当たり1.382円
 - ・新株予約権を行使することができる期間平成19年9月3日から平成27年5月26日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - 口. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
 - ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - 口. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
取締役会長(代表取締役)	茶	村	俊	_	
取締役社長(代表取締役)	Ш	本	良	_	
取 締 役	好	本	達	也	株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役社長 株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ代表取締役社長
取 締 役	牧	Ш	浩	Ξ	株式会社パルコ取締役兼代表執行役社長
取 締 役 兼常務執行役員	藤	野	晴	ф	経営戦略統括部長 株式会社パルコ社外取締役 株式会社白青舎社外取締役
取 締 役 兼常務執行役員	小	林	泰	行	関連事業統括部長 株式会社パルコ社外取締役
取 締 役 兼常務執行役員	林		俊	保	業務統括部長兼コンプライアンス・リスク管理担当 株式会社白洋舍社外取締役
取 締 役	髙	Ш		剛	大同特殊鋼株式会社特別顧問
取 締 役	橘·	フクシ	ノマ・	咲江	G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長 株式会社ブリヂストン社外取締役 味の素株式会社社外取締役 三菱商事株式会社社外取締役
監 査 役	鶴	Ш	六	郎	弁護士 TPR株式会社社外取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役
監 査 役	野	村	明	雄	大阪瓦斯株式会社相談役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役 塩野義製薬株式会社社外取締役 株式会社大丸松坂屋百貨店社外監査役
監 査 役	夏		和	良	中部日本放送株式会社取締役相談役 株式会社大丸松坂屋百貨店社外監査役
監査役(常勤)	荒	井	健	治	株式会社大丸松坂屋百貨店監査役
監査役(常勤)	西	浜		確	株式会社大丸松坂屋百貨店監査役

⁽注) 1. 取締役髙山剛、橘・フクシマ・咲江の両氏は、社外取締役であります。

^{2.} 監査役鶴田六郎、野村明雄、夏目和良の3氏は、社外監査役であります。 3. 取締役髙山剛氏は、平成27年4月7日に逝去され退任いたしました。

(ご参考)

○平成27年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

(取締役の兼務者を除く)

会	社にお	ける地	也位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況	
執	行	役	員	榎	本	朋	彦	グループIT新規事業開発室長	
執	行	役	員	窪	井	悟		関連事業統括部部長関連事業担当	
執	行	役	員	堤		啓	之	業務統括部財務部長	

(注) 平成27年3月1日付で、執行役員の「担当及び重要な兼職の状況」を次のとおり変更いたしました。

	氏	名		担当及び重要な兼職の状況
榎	本	朋	彦	経営戦略統括部部長グループICT戦略推進担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

						支給 人員(名)	報酬等の総額(百万円)
取		締			役	11	303
(うち社	外取	締	役)	(2)	(23)
監		査			役	5	41
(うち社	外監	査	役)	(3)	(20)
		計				16	345

- (注) 1. 報酬等の総額には、第8期定時株主総会において決議予定の役員賞与73百万円を含めております。
 - 2. 上記のほか、当事業年度において、社外監査役が当社子会社から受けた報酬等の総額は10百万円であります。 3. 平成20年5月定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月額50百万円であります。

 - 4. 平成20年5月定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、月額7百万円であります。

(3) 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針の決定方法及び内 容の概要

社外取締役が委員として参加する「人事・報酬委員会」に委ね、1年毎の業績に対応した成果・成功報 酬型の什組みを採っております。

(4) 社外役員に関する事項

<社外取締役>

		髙 山 剛	橘・フクシマ・咲江
ア.	重要な兼職の状況	大同特殊鋼株式会社特別顧問	G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長株式会社ブリヂストン社外取締役 味の素株式会社社外取締役 三菱商事株式会社社外取締役
	当社との関係	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。
1.	特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
ウ.	当事業年度における主な 活動状況	当事業年度開催の取締役会15回のうち、10回に出席し、企業経営に関する豊富な経験・知見に基づき、大所高所から議案の審議に必要な質疑、提言を適宜行っております。また、やむを得ず欠席の場合についても事前配布資料に基づき、報告事項や、決議事項の内容の把握に努めております。	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営者としての経験・知見に基づき、議案の審議に必要な質疑、提言を適宜行っております。
Ι.	責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

- (注) 1. 社外取締役髙山剛氏、橘・フクシマ・咲江氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。 2. 髙山剛氏は、平成27年4月7日に逝去され退任いたしました。

<社外監査役>

		鶴田六郎	野村明雄	夏目和良
ア.	重要な兼職の状況	弁護士 TPR株式会社社外取締役 株式会社三井住友フィナン シャルグループ社外監査役	大阪瓦斯株式会社相談役 株式会社ロイヤルホテル 社外取締役 塩野義製薬株式会社社外 取締役 株式会社大丸松坂屋百貨 店社外監査役	中部日本放送株式会社取締役相談役 株式会社大丸松坂屋百貨店社外監査役
	当社との関係	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。
1.	特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
· ф.	活動状況	当事業年度開催の取締出か、。 会15回のすべを問点が 会15回のすべを問点が 長期では 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	当事業年度開催の取締に15回のうち、14回に分け、14回のうち、14回に分け、15回ののでは、15回	当事業年度開催の取締には、14回により、14回によりは、14回によりには、14回によりには、15回のがは、15回のでは、15回の
<u>I.</u>	責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
(: -)		L==T*ppli #+4447+P5	- X4 TI- T I	ナファレナ美数ベルマルフ独立処口

⁽注)上記の社外監査役3氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員 であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額

64百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

166百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、株式会社パルコ及び同社の子会社4社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。なお、 株式会社パルコは有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を 区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

国際財務報告基準(IFRS)への移行等に係るコンサルティング業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の解任事由に該当し、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じ、これらにより当該会計監査人の解任もしくは不再任が相当であると判断されるに至ったときは、監査役会においては、監査役全員の同意による会計監査人の解任を行うか、あるいは解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることを取締役会へ請求することについて審議され、また取締役会においては、監査役会の意見を踏まえ、会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることについて審議いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の 適正を確保するための体制
- I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)
 - (1)コーポレートガバナンス
 - ①経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎 月1回以上開催する取締役会において行う。
 - ②取締役会の意思決定、監視行為等について、経営トップから独立した判断を下し、適切な意思決定ができる独立性の高い社外取締役を置く。
 - ③監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
 - ④有識経験者であり、客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、監査機能を強化する。
 - ⑤取締役会、監査役会の他、以下の会議体を運営する。
 - グループ経営会議

(社内取締役で構成し、常勤監査役の出席を求め、グループ経営全般に関わる重要な方針・政策 について審議・決定する。)

グループ戦略会議

(社内取締役で構成し、グループ経営に関する重要課題についての論議と方向付けを行う。)

グループ業績・戦略検討会

(社内取締役等で構成し、グループ業績及び関連する重要課題の論議、フォロー等を行う。)

グループ連絡会

(社内取締役等で構成し、グループ各社間の重要案件の情報共有等を行う。)

関連事業社長会議、SS事業社長会議

(百貨店を除くグループ各社の業績進捗確認と課題の確認及び情報共有を行う。)

- ⑥経営戦略統括部、関連事業統括部及び業務統括部を設置し、組織の役割・責任・権限の明確化を図 るとともに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の分離を図る。
- (2)コンプライアンス・リスク管理
 - ①グループの全役員・従業員に対して「JFRグループ理念」、「JFRグループ コンプライアンス・リスク管理マニュアル」を浸透させる。
 - ②コンプライアンス・リスク管理経営に係る取締役会の諮問機関として、社長を委員長とし、顧問弁護士並びに委員長の指名する取締役及び監査役等をメンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
 - ③コンプライアンス・リスク管理経営を推進するため、コンプライアンス・リスク管理担当役員を置く。
 - ④グループ各社にコンプライアンス・リスク管理推進担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督、指揮を行う。

- ⑤コンプライアンス・リスク管理委員会は、社内規程、業務運営マニュアル、管理体制策定等の基盤 整備に努めるとともに、各社コンプライアンス・リスク管理推進担当部門を通じた定期的な階層別 コンプライアンス・リスク管理教育によりグループ全社に法令及び社内ルールを遵守する体制を強 化する。なお、社内規程、マニュアル等はイントラネットに掲載することで、全役員・従業員がい つでも閲覧、確認できることとする。
- ⑥コンプライアンス・リスク管理委員会は、グループ各社のコンプライアンス・リスク管理推進担当者から各所管のコンプライアンス・リスク管理状況について定期的に報告を求め、適切な是正措置をとるとともに、グループとしての指針及び再発防止策を策定、これを実施させる。
- ⑦社外(顧問弁護士)にも通報窓口を置くJFRグループの内部通報システムとして、グループ各社で 勤務するすべての者が利用できる「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
- ⑧内部監査室を設置し、当社及びグループ各社の業務監査を行い、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。なお、重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。
- (3)財務報告の適正性確保のための体制

会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

Ⅱ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ①事業運営上のリスクについては、コンプライアンス・リスク管理委員会が評価・管理を行い、重要なリスクについては管理状況を取締役会に定期的に報告する。
- ②認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、コンプライアンス・リスク管理委員会が対応方針を審議・決定し、各所管部門にこれを実行させることで、リスクの発生を防止する。
- ③大規模な地震、火災、事故等の有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。
- Ⅲ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ①取締役の職務の執行に係る以下の文書については、文書管理規程に基づき各所管部門が定められた期間、保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。
 - 1)株主総会議事録と関連資料
 - 2)取締役会議事録と関連資料
 - 3)稟議書、申請書、報告書
 - 4)財務報告に係る関係書類
- ②取締役が主宰する会議体の議事録と関連資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書については、所管部門が保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。

- IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号)
 - ①当社グループの経営組織として経営戦略統括部、関連事業統括部及び業務統括部を置き、統括部長には取締役が就くこととし、これをもって、取締役会の意思決定事項を執行役員に伝わりやすくし、迅速な業務執行を行う。
 - ②社長及び統括部長は、各々の役割・責任・権限に基づき、経営目標、中長期計画の達成に向けて、これらの全役員・従業員への周知徹底、実行指示及び効率的な業務執行の監督を行う。また、経営目標、中長期計画に基づく各部門の目標達成の進捗状況については、グループ業績・戦略検討会等において報告を求め、管理する。
 - ③全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、グループ経営会議、グループ戦略会議等を有効に活用し、取締役会の意思決定に資するものとする。
- V. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)
 - ①社長及び統括部長はグループ各社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 - ②社長及び統括部長はグループ各社に対し、グループ業績・戦略検討会、関連事業社長会議、SS事業 社長会議等を通じて業務報告を求め、適正な業務執行を監督する。
 - ③内部監査室は、グループ各社の日常業務について、内部監査を行い、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。
 - ④コンプライアンス・リスク管理委員会は、グループ各社のコンプライアンス・リスク管理推進担当部門、担当者を統制し、会議体の活用により、グループ全社におけるコンプライアンス・リスク管理経営を推進する。
 - ⑤当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス・リスク管理上問題があると認められる場合には、グループ各社は、監査役又はコンプライアンス・リスク管理委員会に報告するものとし、監査役又はコンプライアンス・リスク管理委員会は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、2号)
 - ①監査役の職務の補助は、専任の監査役付スタッフがこれを担当する。
 - ②監査役付スタッフの任命、異動については、社内監査役との協議の上行う。
 - ③監査役付スタッフの人事考課は、社内監査役との協議の上行う。

- M. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第3項第3号、4号)
 - ①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて役員・従業員にその説明を求めることができる。
 - ③内部監査室は、監査役から依頼または請求があった場合には、必要な監査並びに監査報告書の提出、 その他の業務を行う。
 - ④監査役会は、監査役監査の環境整備、代表取締役との関係強化、監査役監査の経営に対するフィード バックのため、「監査役会規程」に則り、代表取締役との定期的会合等を持つ。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

[. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、これを向上していくことを可能とする者であることが必要であるものと考えております。

当社は、当社が上場会社であることから、当社の株主の在り方については、一般的には金融商品取引所における自由な市場取引を通じて決まるものであり、特定の株主又は特定の株主グループによって当社株式の一定規模以上の取得行為(以下「大量取得行為」といいます。)が行われる場合であっても、当該大量取得行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、これに応じるか否かについては、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大量取得行為の中には、その目的等からして当社グループの企業価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆さまに当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆さまが大量取得者の提案内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社グループの企業価値を毀損する重大なおそれをもたらすものも想定されます。

このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者(以下「大量取得者」といいます。) は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、当社は、このような大量取得行為に対しては、大量取得者による情報提供並びに当社取締役会による検討及び評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止するため、当社取締役会及び株主の皆さまが大量取得者の提案内容を検討するための十分な時間を確保することこそが、株主の皆さまから当社経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、大丸・松坂屋の創業以来、その企業理念、伝統精神である「先義後利(義を先にして利を後にする者は栄える)」、「諸悪莫作 衆善奉行(諸悪をなすなかれ、多くの善行を行え)」、「人の利するところにおいて、われも利する」に基づき、永年にわたって呉服商、百貨店業を営んでまいりました。

当社は、当社グループの企業価値の源泉は、これらの理念、精神に基づくことにより築き上げられてきた、お客様及び社会との信頼関係にあるものと考えております。

そこで、当社は、これらの理念、精神に共通する「お客様第一主義」、「社会への貢献」を体現するため、当社グループの基本理念として「時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客様の期待を超えるご満足の実現を目指す」、「公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指す」ことを掲げ、この基本理念に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に資するため、当社グループのビジョンである「百貨店事業を核とした、質・量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位の確立」を目指し、さまざまな施策に取り組んでおります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、現在のところ、大量取得者が出現した場合の具体的な取組み、いわゆる買収防衛策について特にこれを定めてはおりません。

しかしながら、大量取得者が出現した場合には、当社グループの企業価値の毀損を防止するため、 大量取得者の属性、大量取得行為の目的、大量取得者が提案する財務及び事業の方針、株主の皆さま 及び当社グループのお客様・お取引先様・従業員・当社グループを取り巻く地域社会その他のステー クホルダーに対する対応方針など、大量取得者に関するこれらの情報を把握した上で、当該大量取得 行為が当社グループの企業価値に及ぼす影響を慎重に検討する必要があるものと考えます。

したがって、このような場合には、当社は、当社社内取締役から独立した立場にある社外役員及び 有識者をメンバーとする独立委員会を設置し、その勧告意見を踏まえた上で、当該大量取得者が前記 の基本方針に照らして不適切な者であると判断されるときは、必要かつ相当な対抗措置を講じること により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する所存であります。

Ⅳ. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社グループで策定するさまざまな施策は、当社グループの基本理念に基づいて策定されており、当社グループの企業価値の源泉であるお客様及び社会との信頼関係の更なる構築を目指すものであります。したがって、これらの施策は、基本方針の内容に沿うものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

また、基本方針に照らして不適切な者であると判断される大量取得者に対して必要かつ相当な対抗措置を講じることについては、当社社内取締役からの独立性が確保されている独立委員会の勧告意見を踏まえて判断することにより、その判断の公正性・中立性・合理性が担保されており、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないとともに、当社の会社役員の地位の維持をその目的とするものではないと考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上を図りつつ、利益水準、今後の設備投資、キャッシュ・フローの動向等を勘案し、連結配当性向30%以上を目処に適切な利益還元を行うことを基本方針としております。また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行などを目的として自己株式の取得も適宜検討してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年2月28日現在

建結貸借 列照表 (平成27年	2月28日現在)
科目	金額
(資産の部)	
流動資産	192,310
現金及び預金	34,106
受取手形及び売掛金	75,556
有価証券	1,353
たな卸資産	31,204
繰延税金資産	12,182
その他	38,058
貸倒引当金	△151
固定資産	826,346
有形固定資産	656,804
建物及び構築物	187,935
土地	349,578
建設仮勘定	114,097
その他	5,192
無形固定資産	43,007
のれん	2,005
その他	41,001
投資その他の資産	126,535
投資有価証券	37,516
長期貸付金	1,506
敷金及び保証金	61,985
退職給付に係る資産	11,864
繰延税金資産	4,159
その他	12,067
貸倒引当金	△2,564
繰延資産	43
社債発行費	43
資産合計	1,018,700

科目 金額 (負債の部) 305.463 流動負債 95.020 支払手形及び買掛金 短期借入金 22,220 コマーシャル・ペーパー 28.691 1年内償還予定の社債 12.000 未払法人税等 12.702 前受金 18.656 商品券 37.973 賞与引当金 5.630 役員賞与引当金 194 返品調整引当金 22 単行本在庫調整引当金 113 販売促進引当金 722 商品券等回収損失引当金 13.241 事業整理損失引当金 121 店舗建替損失引当金 760 その他 57,392 固定負債 282,771 計信 12.000 長期借入金 93,546 繰延税金負債 101,486 退職給付に係る負債 31,514 39 役員退職慰労引当金 44.185 その他 負債合計 588.235 (純資産の部) 株主資本 380.947 30.000 資本金 209.556 資本剰余金 利益剰余金 147.760 自己株式 $\triangle 6.369$ その他の包括利益累計額 △4.855 その他有価証券評価差額金 2.352 繰延ヘッジ損益 $\triangle 35$ 為替換算調整勘定 659 退職給付に係る調整累計額 $\triangle 7.832$ 新株予約権 15 54,357 少数株主持分 純資産合計 430.465 負債純資産合計 1.018.700

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

科目	金額	
売上高		
商品売上高	1,138,801	
不動産賃貸収入	10,727	1,149,529
売上原価		
商品売上原価	899,379	
不動産賃貸原価	6,486	905,865
売上総利益		243,663
販売費及び一般管理費		201,572
営業利益		42,091
営業外収益		
受取利息	372	
受取配当金	434	
持分法による投資利益	735	
その他	3,869	5,411
営業外費用		
支払利息	1,481	
その他	5,617	7,098
経常利益		40,404
特別利益		
固定資産売却益	84	
投資有価証券売却益	2,811	2,896
特別損失		
固定資産処分損	1,894	
投資有価証券評価損	36	
減損損失	965	
事業整理損	654	
工事補償関連費用	650	
その他	209	4,411
税金等調整前当期純利益		38,888
	16,396	,
法人税等調整額	△500	15,896
少数株主損益調整前当期純利益		22,992
少数株主利益		3,073
当期純利益		19,918

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					/I\#h			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	少数 株主 持分	純資産 合計
平成26年3月1日残高	30,000	209,557	134,178	△6,343	367,392	2,357	△25	449	-	2,780	15	52,025	422,215
連結会計年度中の変動額													
剰余金の配当			△6,336		△6,336								△6,336
当期純利益			19,918		19,918								19,918
自己株式の取得				△39	△39								△39
自己株式の処分		△1		14	12								12
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)						△4	△9	210	△7,832	△7,636	-	2,331	△5,304
連結会計年度中の変動額合計	-	△1	13,581	△25	13,554	△4	△9	210	△7,832	△7,636	-	2,331	8,250
平成27年2月28日残高	30,000	209,556	147,760	△6,369	380,947	2,352	△35	659	△7,832	△4,855	15	54,357	430,465

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[ご参考]

連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨) (平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

科目	金額				
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,650				
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,272				
財務活動によるキャッシュ・フロー	△27,587				
現金及び現金同等物に係る換算差額	65				
現金及び現金同等物の増減額	856				
現金及び現金同等物の期首残高	31,276				
現金及び現金同等物の期末残高	32,132				

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

計算書類

貸借対照表 (平成27年2月28日現在)

貝信刈院衣 (平成27年2月28日現在)							
科目	金額						
(次立の切)							
(資産の部) 流動資産	57,922						
現金及び預金	15,955						
関係会社短期貸付金	39,919						
繰延税金資産	166						
その他	1,880						
固定資産	371,260						
有形固定資産	64						
建物及び構築物	63						
その他	0						
無形固定資産	134						
ソフトウエア	133						
その他	0						
投資その他の資産	371,061						
投資有価証券	568						
関係会社株式	315,770						
関係会社長期貸付金	54,536						
繰延税金資産	44						
その他	141						
繰延資産	43						
社債発行費	43						
資産合計	429,226						

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	49,776
短期借入金	12,500
コマーシャル・ペーパー	24,191
1年内償還予定の社債	12,000
未払費用	307
未払法人税等	67
賞与引当金	148
役員賞与引当金	73
その他	487
固定負債	70,769
社債	12,000
長期借入金	58,760
その他	9
負債合計	120,545
負債合計 (純資産の部)	120,545
負債合計 (純資産の部) 株主資本	120,545 308,655
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金	120,545 308,655 30,000
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本剰余金	308,655 30,000 247,102
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金	308,655 30,000 247,102 7,500
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金	308,655 30,000 247,102 7,500 239,602
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金	308,655 30,000 247,102 7,500 239,602 37,085
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金	308,655 30,000 247,102 7,500 239,602 37,085 37,085
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	308,655 30,000 247,102 7,500 239,602 37,085 37,085 37,085
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 自己株式	308,655 30,000 247,102 7,500 239,602 37,085 37,085 △5,532
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本乗余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等	308,655 30,000 247,102 7,500 239,602 37,085 37,085 △5,532
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	308,655 30,000 247,102 7,500 239,602 37,085 37,085 37,085 △5,532 9
負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本乗余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等	308,655 30,000 247,102 7,500 239,602 37,085 37,085 △5,532

利田

純資産合計 負債純資産合計 308,681

429,226

損益計算書 (平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

科目	金	額
受取配当金	8,479	
経営指導料	2,668	11,147
一般管理費		2,755
営業利益		8,391
益以人業営		
受取利息	792	
その他	65	857
営業外費用		
支払利息	674	
その他	115	789
経常利益		8,460
税引前当期純利益		8,460
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	66	72
当期純利益		8,388

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

			株主	評価・換算 差額等					
		資本剰余金		利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	その他 利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	新株予約権	純資産合計
				繰越利益 剰余金					
平成26年3月1日残高	30,000	7,500	239,601	35,034	△5,507	306,628	9	15	306,654
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△6,336		△6,336			△6,336
当期純利益				8,388		8,388			8,388
自己株式の取得					△37	△37			△37
自己株式の処分			0		12	12			12
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	_	_	0	2,051	△24	2,026	_	_	2,026
平成27年2月28日残高	30,000	7,500	239,602	37,085	△5,532	308,655	9	15	308,681

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年4月7日

J.フロント リテイリング株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 市 裕 之 印 指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 博 貴 印 指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 博 貴 印 指定有限責任社員 公認会計士 押 谷 崇 雄 印 業 務 執 行 社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J.フロントリティリング株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J.フロント リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年4月7日

J.フロント リテイリング株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 市 Ż 裕 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 鉿 木 博 書 業務執行社員 指定有限責任社員 押 雄 公認会計士 業務執行計員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J.フロントリティリング株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月8日

J.フロント リテイリング株式会社 監査役会

荒 井 健 治 常勤監査役 常勤監查役 西 浜 (ED) 確 **补外監查役** 鶴田六郎 **补外監查役** 野村明雄 社外監査役 夏日和良

(ご参考)

I 株式会社千趣会との資本業務提携(持分法適用関連会社化)について

当社は、平成27年4月17日開催の取締役会において、次のとおり、株式会社千趣会(コード番号: 8165、東証第一部。以下「千趣会」といいます。)との間で資本業務提携を行い、千趣会を持分法適用関連会社化することについて決議いたしました。

1. 資本業務提携の理由

当社グループは、百貨店を核にパルコ、スタイリングライフ・ホールディングスを含め日本全国の大都市都心に店舗資産をバランス良く保有するとともに、優良な顧客資産を有しております。2014年から2016年までの3ヵ年を計画期間とする中期経営計画では、その基本方針として、マルチリテイラーとしての競争力・収益力の抜本的強化に加え、店舗を核に地域とともに成長するビジネスモデルの構築(アーバンドミナント戦略)と、リアル店舗の強みを活かしたオムニチャネル・リテイリングの推進に取り組んでおります。

千趣会は「ウーマン スマイル カンパニー」を掲げ、通信販売事業「ベルメゾン」を主力に、30代~50代の女性に向けたオリジナル商品を主として、衣料、雑貨、家具など幅広いラインナップの商品を取り扱っています。2014年から2018年までの5ヵ年を計画期間とする中長期経営計画では、その中核戦略として、通信販売事業において、主要顧客ターゲット毎の最適なプライベートブランド(以下「PB」といいます。)商品の開発、オムニチャネル化の推進による購買機会の拡大、物流・ITシステムへの投資による効率化に取り組んでおります。

今般、業界内競争の熾烈化や、業際を超えた競争激化の進行など、小売業界を取り巻く環境が大きく変化する中で、当社及び干趣会は、それぞれの事業領域、顧客基盤において補完性が高く、業務提携により両社ともに効率的なシェア拡大・事業展開が可能になると考え、昨年10月から協議を重ねてまいりました。その協議の結果、業務提携の協業を本格化しその効果を実現するためには、両社で共同のプロジェクトを設置するなど、推進体制の強化が必要との認識で一致し、以下の資本業務提携を行うことに合意いたしました。

2. 資本業務提携の内容等

(1) 業務提携の内容

- ①既存の両社のPB商品の共同展開による販路拡大と商品原価低減
- ②顧客の要望に対して十分に対応できていない特定の商品群について、お互いのリソース、ノウハウ を活用した相互販売
- ③当社グループの店舗開発・運営、販売サービスノウハウと、千趣会の商品開発力を活用した、新規 PB商品の開発と共同展開
- ④当社グループが保有する顧客資産やブランド力と、千趣会のEC事業のノウハウの活用による、EC事業の売上高・収益拡大
- ⑤千趣会の通信販売のノウハウやフルフィルメントを活用した、当社グループ通信販売事業の業務効率化及びプラットフォーム再構築の検討
- ⑥その他、相互のグループ資産、ノウハウを最大限に活用することによる利益創出
- ⑦上記を推進するため、業務提携推進委員会を設置

(2) 資本提携の内容

当社は、千趣会の株主からの既存株式の取得に加えて、千趣会が自己株式の処分と第三者割当による新株式の発行を実施し、その全株式を引き受けます。これにより、当社の千趣会に対する持株比率は22.62% (議決権比率22.65%) となり、千趣会は当社の持分法適用関連会社となります。

- 3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況
 - (1) 異動前の所有株式数 0株 (議決権の数:0個) (議決権所有割合:0%)
 - (2) 取得株式数 11.815.000株 (議決権の数:118.150個)
 - (3) 取得価額 (概算額) 10,245百万円 (アドバイザリー費用等を含む。)
 - (4) 異動後の所有株式数 11,815,000株 (議決権の数:118,150個) (議決権所有割合:22.65%)

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成27年4月17日
- (2) 株式譲渡契約及び資本業務提携契約の締結日 平成27年4月17日
- (3) 株式取得の相手先との株式譲渡実行日 平成27年4月22日
- (4) 自己株式処分及び新株発行の引受日 平成27年5月7日

5. 今後の見诵し

当社は、平成28年2月期の第1四半期の連結業績において、負ののれんの一括償却約20億円を持分法による投資利益に計上する見込みであります。

Ⅱ 自己株式取得に係る事項の決定について

当社は、平成27年4月17日開催の取締役会において、次のとおり、会社法第459条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 3,400,000株 (上限とする。)

(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合 1.29%)

- (3) 株式の取得価額の総額 5,000,000,000円 (上限とする。)
- (4) 取得期間 平成27年4月20日~平成27年7月31日
- (5) 取得方法 自己株式取得に係る信託契約に基づく市場買付け

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成26年6月27日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が公布され、同 法の施行日(平成27年5月1日)以降においては、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締 役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになることに伴い、これらの 取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第29 条及び第37条の一部を変更するものです。

なお、定款第29条の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。	(下線部分 は変更部分)
現 行 定 款	変 更 案
第1条 (省 略)	第1条 (現行どおり)
第28条 (省 略)	第28条 (現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役との責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第30条 (省 略)	第30条 (現行どおり)
第36条 (省 略)	第36条 (現行どおり)
(社外監査役との責任限定契約) 第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役との責任限定契約) 第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第38条 (省 略)	第38条 (現行どおり)
第41条 (省 略)	第41条 (現行どおり)

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役全員(8名)が任期満了となり、また、取締役髙山剛氏は本年4月7日に逝去され退任いたしました。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1

茶村俊一



■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 昭和44年3月 株式会社松坂屋入社 平成10年 5 月 同社静岡店長 平成11年5月 同社取締役 名古屋事業部長兼名古屋店長 平成12年5月 同社常務取締役 平成14年5月 同社専務取締役 平成15年5月 同社本社営業本部長 平成16年5月 同社代表取締役 同社専務執行役員 本社経営企画室長 同社本社経営企画室長兼内務業務改革室長 平成16年9月 平成18年3月 同社本社経営企画室長 平成18年 5 月 同社社長執行役員

平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長 平成19年5月 株式会社松坂屋営業統括本部長

平成19年9月 当社取締役

当社銀座再開発担当 株式会社大丸取締役

平成20年 5 月 株式会社松坂屋代表取締役社長

平成22年 3 月 当社代表取締役社長

平成25年 4 月 当社代表取締役会長(現任)

りょう いち ■

(昭和26年3月27日生)



■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和48年4月 株式会社大丸入社

平成13年2月 同社理事

本社百貨店業務本部営業改革推進室長 兼営業企画室長 平成15年3月 同社グループ本社百貨店事業本部商品ネットワーク推進部長 平成15年5月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 兼グループ本社百貨店事業本部長

平成17年3月 同社グループ本社首都圏新規事業開発室長

平成19年 1 月 同社グループ本社百貨店事業本部梅田新店計画室長 平成19年 9 月 当社取締役

> 当社営業改革·外商改革推進担当 株式会社大丸本社百貨店事業本部長兼梅田新店計画室長

株式会社松坂屋取締役 平成20年3月 株式会社大丸本社営業本部長

平成22年 3 月 株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役社長

平成24年 9 月 同社代表取締役社長

兼株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ代表取締役社長平成25年4月 当社代表取締役社長(現任)

■当社との特別の利害関係 なし

■所有する当社の株式の数 52,000株

■所有する当社の株式の数

■当社との特別の利害関係

64.200株

なし

好本達也

(昭和31年4月13日生)



■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和54年 4 月	株式会社大丸入社
平成12年 3 月	同社本社札幌出店計画室札幌店開設準備室部長
平成20年 1 月	同社東京店長
平成20年 5 月	同社執行役員 東京店長
平成22年 1 月	当社執行役員
	百貨店事業政策部営業企画推進室長 兼マーケティング企画推進室長
平成22年 3 月	株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員
	同社経営企画室長
平成24年 5 月	同社取締役兼執行役員
平成25年 4 月	同社代表取締役社長(現任)
	兼株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ代表取締役社長 (現任)
平成25年 5 月	当社取締役(現任)

- ■所有する当社の株式の数 19,200株
- ■当社との特別の利害関係 なし

(昭和33年8月28日生)



11 +	
やま こう ぞう ゴー 注 二	■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
川 浩 二	昭和56年4月 株式会社パルコ入社
ш /⊔ —	平成16年3月 同社執行役 店舗運営局長
们33年8月28日生)	平成19年3月 同社常務執行役 店舗統括局長
	平成20年 3 月 同社専務執行役 店舗運営本部長兼店舗統括局長
41000	平成20年 5 月 同社取締役兼専務執行役
- 10 M	平成21年 3 月 同社店舗運営局統括
	平成22年 3 月 同社店舗統括担当
B3	平成23年 3 月 同社事業統括担当
	平成23年 5 月 同社取締役兼代表執行役社長(現任)
	平成25年 5 月 当社取締役 (現任)

- ■所有する当社の株式の数 5,400株
- ■当社との特別の利害関係 なし

5 藤野晴曲 (昭和36年3月10日生)



■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和58年4月	株式会社大丸入社
平成16年 4 月	同社グループ本社東京店新店準備室長
平成20年 9 月	当社百貨店事業政策部マーケティング企画推進室長
平成22年 1 月	株式会社大丸 東京店長兼東京新店第Ⅱ期増床計画室長
平成22年 5 月	株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員東京店長
	兼同社本社大丸東京新店第Ⅱ期増床計画室長
平成26年 1 月	当社執行役員 経営戦略統括部グループ事業構造改革担当
平成26年 5 月	当社取締役(現任)
	当社常務執行役員 (現任)
	経営戦略統括部長 (現任)
平成26年 5 月	株式会社パルコ社外取締役(現任)

■所有する当社の株式の数6,800株

■当社との特別の利害関係 なし

プ 林 泰 行 (昭和26年3月30日生)



■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 昭和48年4月 株式会社大丸入社

平成26年6月 株式会社白青舎社外取締役(現任)

DD 10 .0 1 .73	11202 IZ7 O D (IZ
平成15年2月	同社理事 札幌店長
平成15年 5 月	同社執行役員 札幌店長
平成16年 1 月	同社東京店長
平成19年 9 月	当社執行役員
平成20年 1 月	株式会社大丸取締役兼執行役員
	本社百貨店事業本部副本部長兼MD統括本部長
平成22年 3 月	株式会社大丸松坂屋百貨店取締役兼執行役員
	営業本部長兼MD戦略推進室長
平成22年 5 月	同社取締役兼常務執行役員
平成24年 5 月	株式会社パルコ社外取締役(現任)
平成25年 4 月	当社常務執行役員 (現任)
	関連事業統括部長 (現任)
平成25年 5 月	当社取締役(現任)

■所有する当社の株式の数26,800株

■当社との特別の利害関係 なし

土井全一



(昭和28年9月15日生)

昭和51年3月 株式会社松坂屋入社 平成14年 5 月 同社名古屋事業部企画室長 平成18年 5 月 同社執行役員 営業企画室長 平成20年 5 月 同社常務執行役員 総合企画室長 兼営業改革推進室長兼営業企画室長 平成21年 1 月 同社取締役兼執行役員 営業統括室長 平成22年 3 月 株式会社大丸松坂屋百貨店 取締役 (現任) 同社執行役員 同社営業本部営業企画室長 (現任) 平成24年 3 月 同社営業本部お得意様営業統括室長 (現任) 平成24年 5 月 同社常務執行役員 (現任) 平成27年 1 月 同社業務本部長兼コンプライアンス・リスク管理担当

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

■所有する当社の株式の数29,200株

■当社との特別の利害関係 なし

新任

候補者

8

社外 取締役 候補者

独立 役員 ^{たちばな} 橘・フクシマ・咲江

(昭和24年9月10日生)



	16 17 1X	の記当业のに主女や米嶋の状況
昭和55年	6月	ブラックストン・インターナショナル株式会社入社
昭和62年	9月	ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社
平成 3年	8月	コーン・フェリー・インターナショナル株式会社 日本支社プリンシパル
平成 5 年	6月	同社パートナー
平成7年	5月	同社米国本社取締役
平成12年	9月	同社日本担当社長・米国本社取締役
平成13年	5月	同社日本担当代表取締役社長・米国本社取締役
平成19年	9月	同社日本担当代表取締役社長
平成21年	5月	同社日本担当代表取締役会長
平成22年	3月	株式会社ブリヂストン社外取締役(現任)
平成22年	7月	G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長(現任)
平成22年	8月	コーン・フェリー・インターナショナル株式会社
		アジア・パシフィック・シニアアドバイザー
平成23年	6月	味の素株式会社社外取締役 (現任)
平成24年	5月	当社社外取締役 (現任)

■ 吹麻 州位及が担当並がに重要な兼職の出決

■所有する当社の株式の数2,500株

■当社との特別の利害関係 なし

【社外取締役候補者に関する特記事項】

・橘・フクシマ・咲江氏は、グローバルな視野を持つ人材の活用、国内外企業の経営戦略策定に関する豊富な知識、経験、高い見識を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断いたしました。

平成25年6月 = 菱商事株式会社社外取締役 (現任)

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 昭和39年4月 ミノルタカメラ株式会社入社

平成26年6月 同社特別顧問(現任)

- ・同氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約3年であります。 同氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
- ・当社は橘・フクシマ・咲江氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

9

新任 候補者

社外 取締役 候補者

独立 役員

太贵巍勝

(昭和16年12月28日生)

平成3年6月	同社取締役
	複写機事業部長兼複写機営業部長
平成6年7月	ミノルタ株式会社取締役
	情報機器事業統括本部長兼情報機器営業本部長
平成7年6月	同社常務取締役
平成11年6月	同社代表取締役社長
平成13年 4 月	同社代表取締役社長執行役員
平成15年8月	コニカミノルタホールディングス株式会社取締役代表執行役副社長
平成15年10月	コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社代表取締役社長
平成18年 4 月	コニカミノルタホールディングス株式会社取締役代表執行役社長
平成21年 4 月	同社取締役取締役会議長
平成24年 6 月	ヤマハ株式会社社外取締役(現任)
平成25年 4 月	コニカミノルタ株式会社取締役取締役会議長
平成26年 4 月	同社取締役

■所有する当社の株式の数 〇株

■当社との特別の利害関係 なし

【社外取締役候補者に関する特記事項】

- ・太田義勝氏は、ミノルタ株式会社とコニカ株式会社による経営統合を推進し、委員会設置会社における取締役会議長を 歴任されるなど、事業法人の経営者として、幅広い経験と豊富な知見を有しております。また、業務執行を行う経営陣 から独立した客観的立場にありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営 に資するところが大きいと判断いたしました。
- ・同氏については、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として、届け出を予定しております。
- ・当社は太田義勝氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

第3号議案 監査役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員(5名)が任期満了となりますので、監査役5名の選任をお願 いするものであります。本議案につきましては監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

新任 候補者

(昭和32年1月22日生)



■略歴、地位並びに重要な兼職の状況

昭和55年4月 株式会社大丸入社

平成6年3月 同社京都店人事部労務・採用担当マネジャー 同社本社業務管理部人事担当マネジャー(梅田店担当) 平成13年6月 平成15年3月 同社グループ本社業務推進部部長(京都店担当) 兼店長付スタッフ

平成23年 3 月 株式会社博多大丸取締役業務統括部長 兼コンプライアンス・リスク管理担当

当社業務統括部長付スタッフ (現任) 平成27年 3 月 株式会社大丸松坂屋百貨店業務本部長付スタッフ(現任) ■所有する当社の株式の数 2,200株

■当社との特別の利害関係 なし

当社は、第1号議案が承認された場合、越智文史郎氏と、会社法第427条第1項の規定に 基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

新任

候補者

いち

(昭和30年4月13日生)



■略歴、地位並びに重要な兼職の状況

昭和53年4月 株式会社松坂屋入社 平成12年3月 同社名古屋事業部業務統括部研修課研修スタッフ課長 同社業務統括本部人事総務部人事課長

平成20年 3 月 同社名古屋店企画スタッフ部長 兼業務統括本部店舗業務統括スタッフ部長

平成20年 9 月 同社名古屋店業務推進部長

平成18年3月

株式会社大丸松坂屋百貨店名古屋店お得意様営業統括部長 平成24年3月 平成27年3月 当社業務統括部長付スタッフ (現任)

株式会社大丸松坂屋百貨店業務本部長付スタッフ (現任)

■所有する当社の株式の数 2,600株

■当社との特別の利害関係 なし

当社は、第1号議案が承認された場合、加藤洋一氏と、会社法第427条第1項の規定に基 づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

3

社外 監査役 候補者

独立 役員

電量 土 六郎

(昭和18年6月16日生)



■略歴、地位並びに重要な兼職の状況

昭和45年 4 月 東京地方検察庁検事

平成17年 4 月 名古屋高等検察庁検事長

平成18年 6 月 退官

平成18年 7 月 弁護士登録

平成18年10月 干葉大学法科大学院教授

平成19年 5 月 株式会社大丸社外監査役

平成19年 6 月 市国ピストンリング株式会社(現TPR株式会社)社外取締役 (現任)

平成19年 9 月 当社社外監査役 (現任)

平成19年 4 月 駿河台大学法科大学院教授

平成21年 4 月 駿河台大学法科大学院教授

平成22年 6 月 株式会社三巻ケミカルホールディングス社外監査役

平成24年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役(現任)

- ■所有する当社の株式の数 3,400株
- ■当社との特別の利害関係 なし

【社外監査役候補者に関する特記事項】

- ・鶴田六郎氏は、法曹界出身者としての高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外監査役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点はもとより、コンプライアンス及びリスク管理体制強化の観点からも、当社の経営に資するところが大きいと判断し、引き続き監査にあたっていただくことといたしました。
- ・同氏の当社監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約7年9ヶ月であります。
- 同氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
- ・当社は鶴田六郎氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

4

新任 候補者

社外 監査役 候補者

> 独立 役員

石井康雄

(昭和22年9月4日生)



■略歴、地位並びに重要な兼職の状況

昭和45年 4 月 山之内製薬株式会社入社
平成12年 6 月 同社取締役医薬営業本部医薬部長
平成13年 1 月 同社取締役兼山之内ヨーロッパB.V.会長
平成15年 3 月 同社取締役兼山之内以K会長兼山之内ヨーロッパB.V.会長
平成15年 6 月 同社常務取締役
平成16年 6 月 同社常務取締役

平成17年 4 月 アステラス製薬株式会社常務執行役員 兼アステラスファーマヨーロッパtd.会長兼CEO 平成20年 6 月 アステラス製薬株式会社代表取締役副社長

平成20年6月 アステラス製薬株式会社代表 平成23年6月 同社代表取締役副会長 平成25年6月 同社代表取締役副会長退任

- ■所有する当社の株式の数 〇株
- ■当社との特別の利害関係 なし

【社外監査役候補者に関する特記事項】

- ・石井康雄氏は、ヨーロッパにおける勤務経験が長く、特に海外での事業展開に精通するなど、事業法人の経営者として豊富な経験と知見を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外監査役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断いたしました。
- ・同氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として、届出を予定しております。
- ・当社は石井康雄氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

5

新任 候補者

社外 監査役 候補者

> 独立 役員

西川 晃一郎

(昭和22年7月12日生)



■略歴、地位並びに重要な兼職の状況 昭和45年4月 株式会社日立製作所入社 平成7年8月 日立アメリカ副社長 平成13年6月 株式会社日立製作所理事グローバル事業開発本部長 平成15年 4 月 同社理事事業開発部門長 平成15年6月 同社執行役事業開発部門長 平成18年1月 同社執行役常務事業開発担当 平成19年 4 月 同社執行役専務事業開発担当 平成22年 4 月 日立電線株式会社執行役専務 平成24年 4 月 株式会社日立総合計画研究所顧問 平成25年3月 同社顧問退任 平成26年3月 協和発酵キリン株式会社社外取締役(現任)

■所有する当社の株式の数○株

■当社との特別の利害関係 なし

【社外監査役候補者に関する特記事項】

- ・西川晃一郎氏は、主に事業提携やM&A、経営改革などに携わり、国際的な重要折衝にも数多く関わるなど、事業法人の経営者として豊富な経験と知見を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外監査役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断いたしました。
- ・同氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として、届出を予定しております。
- ・当社は西川晃一郎氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

第4号議案 平成26年度役員賞与支給の件

当期の業績、その他諸般の状況を総合的に勘案し、当期末時点における取締役9名(うち社外取締役2名)及び監査役5名に対し、役員賞与金を総額73,000,000円以内(うち、社外取締役分6,400,000円以内、監査役分9,000,000円以内)で支給いたしたいと存じます。各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることといたします。

なにとぞご了承賜りますようお願い申しあげます。

株主メモ

剰余金の配当の基準日:期末2月末日 中間8月31日

定時株主総会の基準日:2月末日 **定時株主総会:**5月中に開催

公 告 方 法:電子公告をもって行います。ただし、事故やその他のやむを得ない事

由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経

済新聞に掲載して行います。

(登記ホームページ http://www.j-front-retailing.com/)

株 主 名 簿 管 理 人 特別口座の口座管理機関:三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先:三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

(通話料無料) (0120) 232-711

(ご注意)

- 1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、□座を開設されている□座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。□座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

当社ホームページアドレス: http://www.j-front-retailing.com/

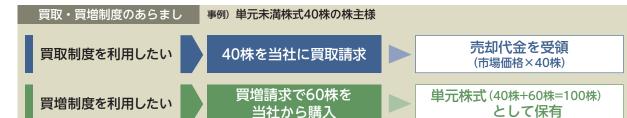
より詳細な開示情報や、最新の企業情報をご覧いただくことができます。

株式に関するお手続き

単元(100株) 未満株式 買取・買増制度のご案内

当社の単元株式は100株となっており、1~99株の単元未満株式につきましては、株式市場での売買ができない、株主 総会で議決権を行使できない、株主様ご優待の適用対象外となるなど、さまざまな制約がございます。

このようなご不便を解消するために、単元未満株式を当社が買い取る制度、および株主様が当社に対して買い増しを請 求できる制度を実施しております。

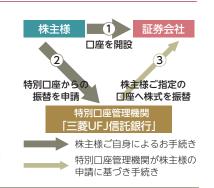


特別口座から証券会社口座への振替手続きのご案内

当社株主様のご所有株式の内、株券としてお手許に保有されたまま、平成21年 1月5日のいわゆる「株券の電子化」に関する法律 (※1) の施行までに証券会社に預 託されず、その後も証券会社口座への振替手続きをされていない株式については、 「特別口座(*2) | に登録されております。

「特別口座」に登録されている株式は、そのままでは売却することができませ ん。株式の売却その他、保有株式の管理やお手続きを便利に行えるよう、証券会社 に口座を開設していただき、特別口座から証券会社口座へお振り替えされることを お勧めいたします。

- (※1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正 する法律 | (平成16年法律第88号)
- (※2) 当社株式の特別口座管理機関は「三菱UFJ信託銀行」です。



ご所有株式に関するお手続きについてのお問い合わせ先

「証券会社等の口座」で管理されている 当社株式に関する配当金振込指定 単元未満株式買取・買増請求、住所変更等



お取引口座を開設されている 証券会社

「特別□座 | で管理されている 当社株式に関する配当金振込指定 単元未満株式買取・買増請求、住所変更等



未受領の配当金に関するお手続き

三菱UFJ信託銀行証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

(通話料無料) 0120-232-711

■ 第8期定時株主総会 会場のご案内



東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピアホール



JR線[浜松町駅]北口

東京モノレール[浜松町駅]中央口

都営地下鉄[大門駅]B1出口

東京臨海新交通 ゆりかもめ[竹芝駅]東出□ --▶ 徒歩2分

--▶ 徒歩7分

--▶ 徒歩9分

--▶ 徒歩8分





ニューピアホール外観



